

令和6年度赤い羽根共同募金福祉活動事業助成要項

京丹後市共同募金委員会

1. 目的

「一人ひとりが輝くふれあいのまちづくり」のための福祉活動を支援し、地域の福祉力の増進を図ることを目的とします。

2. 対象

京丹後市内を活動拠点とする団体で、福祉的な活動を実施する団体

3. 期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

4. 内容

助成事業の目的及び実施方法が適当であって、その効果が期待できる福祉的な活動。

ただし、当該団体加入者のみが参加する活動や、営利、政治、思想及び宗教活動を目的とした活動は助成対象になりません。

5. 助成金

1団体 30,000円以内

*助成金の額は助成対象経費の範囲内とします。

*他団体または他団体が実施する事業への助成はできません。

*活動状況によって返戻していただく場合があります。

6. 助成金の用途

福祉活動に必要な経費で、目的以外に使用できません。

(茶菓子代、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金(講師代含む)、材料代、印刷代、会議費など)

*外食代やお弁当の購入代、アルコール代は該当しません。

*10,000円以上の備品は該当しません。

*組織の運営に関する経常経費は該当しません。

*赤い羽根共同募金の予算額を配分金が上回った場合、各団体への助成金額に応じて比例した割合で削減することがある。

7. 申請

様式1・2を記入のうえ提出してください。ただし、様式3は、内容がわかる資料添付があれば提出は不要です。

提出期日：令和6年5月31日(金)

提出先：京丹後市共同募金委員会(窓口：京丹後市社会福祉協議会)

8. 報告

様式4・5に活動内容がわかる資料(案内文書や写真など)、レシートまたは領収書(写し)、ありがとうメッセージを添付し提出してください。

提出期日：事業終了後速やかにお願いします。

最終期日：令和7年4月1日(火)

提出先：京丹後市共同募金委員会(窓口：京丹後市社会福祉協議会)

9. その他

- ・事業の実施にあたりましては、「赤い羽根共同募金」の配分金を活用した事業であることを周知願います。
- ・申請内容の変更など、事業に関するご相談は京丹後市社会福祉協議会が窓口です。